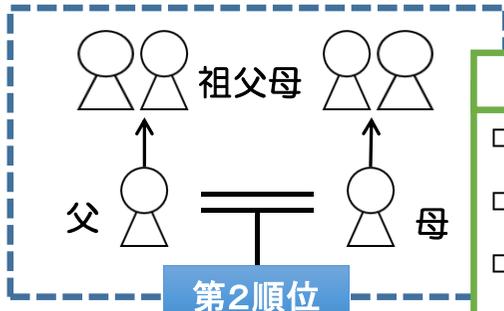


# 相続放棄の申述に必要な書類(福岡家庭裁判所)

**【全員共通】**  
 申立手数料: 収入印紙800円  
 郵便切手: 84円×5枚 10円×2枚  
 (追納をお願いすることがあります。)  
 窓口: 本人確認書類(免許証, 保険証)  
 (マイナンバーの記載のないもの)の提示

**配偶者の場合**

- 被相続人の住民票除票 または 戸籍附票 (いずれか一方で可) (※マイナンバー記載なし)
- 被相続人の「死亡」の記載のある戸籍謄本 (3カ月以内のもの)



**父母・祖父母の場合**

先順位者(子)がいる場合は、その人の相続放棄が受理されないと申述できません！！

- 被相続人の住民票除票 または 戸籍附票 (いずれか一方で可) (※マイナンバー記載なし)
- 被相続人の初めて載った出生時の戸籍謄本から「死亡」の記載のある戸籍謄本まですべて (被相続人が載っている戸籍をすべてお取りください。)
- 被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- 放棄する人の現在の戸籍謄本(3カ月以内のもの)
- (父母が死亡しており, 祖父母が相続放棄する場合)父母の「死亡」の記載のある戸籍謄本

**第1順位**

**子・孫の場合**

- 被相続人の住民票除票 または 戸籍附票 (いずれか一方で可) (※マイナンバー記載なし)
- 被相続人の「死亡」の記載のある戸籍謄本
- 放棄する人の現在の戸籍謄本(3カ月以内のもの)
- (子が死亡しており, 孫が相続放棄をする場合) 本来の相続人(子)の「死亡」の記載のある戸籍謄本

**第3順位**

**兄弟姉妹**

先順位者(子・父母・祖父母等)がいる場合は、その人の相続放棄が受理されないと申述できません！！

**甥・姪**

**兄弟姉妹またはその代襲者(甥姪)の場合**

- 被相続人の住民票除票 または 戸籍附票 (いずれか一方で可) (※マイナンバー記載なし)
- 被相続人の初めて載った出生時の戸籍謄本から「死亡」の記載のある戸籍謄本まですべて (被相続人が載っている戸籍をすべてお取りください。)
- 放棄する人の現在の戸籍謄本(3カ月以内のもの)
- 被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- 被相続人の父母・祖父母で死亡している方がいれば、その方の「死亡」の記載のある戸籍謄本 (ただし, 父または母の年齢が92歳以上のときは, その方の先代(祖父母以前)の戸籍は省略可)
- (放棄する人が代襲者(甥, 姪)の場合) 本来の相続人(兄弟姉妹)の「死亡」の記載のある戸籍謄本

★戸籍には「戸籍謄本」・「改製原戸籍謄本」・「除籍謄本」・「全部事項証明書」という名称のものがありますが、名称にこだわらず、上記のとおりお取りください。  
 ★上記戸籍中、重複(共通)するものは1通で構いません。  
 ★同じ被相続人の相続放棄に関して、別の相続人が既に提出している戸籍謄本等は提出不要です。  
 ★申述人が未成年者および被後見人の場合は、法定代理人である親権者や後見人あるいは特別代理人の選任審判書謄本および戸籍謄本が別に必要な場合があります。  
 ★書類を確認した結果、上記以外の書類提出をお願いすることもあります。